

所管部課名	商工観光部 商工政策課							
事務事業名	中小企業経営安定事業							
根拠法令	薩摩川内市地域成長戦略対策利子補助金交付要綱							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成27年度 予算額	6,800 千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 6,800 千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	補助金の交付件数		120	平成32年				
成果指標②								
補助対象者	地域成長戦略対策に該当する資金の融資を受けた、本市の区域内において事業を営む中小企業者							
補助対象経費	交付期間中の毎年1月1日から12月31日までの間において、当該地域成長戦略資金を償還する場合に取扱金融機関に対して支払った利子額。							
補助対象事業・活動の内容	対象資金償還時に支払った利子額（融資額上限1,000万円）							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	対象資金償還時に支払った利子額（融資額上限1,000万円）							
上記項目の積算方法	対象資金償還時に支払った利子額（融資額上限1,000万円）							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	収入	項目	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
		自己資金	0		0	0.0%	0	0.0%
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入				0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%
		市補助金			932,200	100.0%	4,026,900	100.0%
		（前年度繰越金）				0.0%		0.0%
	計	0		932,200	100.0%	4,026,900	100.0%	
	支出	事業費			932,200	100.0%	4,026,900	100.0%
		人件費				0.0%		0.0%
		その他事務費				0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）				0.0%		0.0%
		計	0		932,200	100.0%	4,026,900	100.0%
	支出計/前年度支出計						432.0%	
	自己資金/前年度自己資金							
	翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%	
交付件数				33		74		
成果指標の推移①				33		74		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】なし（平成25年度創設） 【事業のPR方法】川内商工会議所、薩摩川内市商工会等へ制度説明会を実施した。							

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市が定めた地域成長戦略分野に取り組むための資金借り入れに対する補助であり、中小企業の経営体質の強化や新規事業への取組促進を図ることに寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当する。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	中小企業の経営体質の強化や新規事業への取組促進を図ること、より安定した経済活動の促進に必要不可欠であり今後も必要である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	中小企業の経営体質の強化や新規事業への取組促進を図ることを目的とした市内中小企業者への支援であり、市が行うことが望ましい。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	該当資金の融資額の上限を設けており、妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	借入から3年を上限としており、また支払った利子額に対する補助となるため、固定的な補助とはならないと見込まれる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	地域経済の活性化や雇用の安定に繋がる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	中小企業者への経済対策は、金融支援が重要であると考ええる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	適正な運用がなされている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ☐ 現状のまま継続 ☒ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☒ 補助内容の改善 ☐ 縮小 ☐ 移管 ☐ 休止 ☐ 廃止	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	〈上記方向の理由〉 対象資金の見直しや、補助率の引き下げ等、経済状況や施策に合わせた見直しを行う。		〈今後の改革の方向性〉 ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 縮小 ☐ 移管 ☐ 休止 ☐ 廃止
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉		〈まとめ〉

薩摩川内市地域成長戦略対策利子補助金のご案内

薩摩川内市では、地域成長戦略（食品ビジネス、次世代エネルギービジネス、医療介護周辺ビジネス、観光ビジネス、起業・創業）に取り組む、市内の中小企業者が借り入れた資金の返済にともなう利子の補助制度を設けています。

対象資金

	資金名	使途	補助対象となる融資額
日本政策 金融公庫	●新規企業育成貸付資金 ●企業活力強化資金 ●環境・エネルギー対策貸付資金 ●企業再生貸付資金 ●食品貸付資金	運転資金 および 設備資金	1事業者、1年度あたり 1,000万円以内

補助対象者

川内商工会議所または薩摩川内市商工会の推薦により上記制度融資を受けた中小企業者など

補助対象期間

融資決定日の翌月から3年以内

補助率

100%（ただし100円未満は切捨て。平成27年12月末融資決定分まで）

申請方法

融資決定年の翌年の1月頃、次の書類を添えて川内商工会議所または薩摩川内市商工会へ申請してください。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 補助金交付請求書
- (3) 融資金額、融資利率、償還期間、償還方法が明記されている取扱金融機関発行の証書類
- (4) 償還明細書または償還済明細書
- (5) 市税の滞納がない証明書

お問合せ

- 薩摩川内市役所 商工政策課 担当：濱田・福山【TEL (0996) 23-5111 (内線 4321・4323)】
- 川内商工会議所 【TEL (0996) 22-2267】
- 薩摩川内市商工会 (本所) 【TEL (0996) 44-2045】

○薩摩川内市地域成長戦略対策利子補助金交付要綱

平成25年3月29日

告示第229号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、地域成長戦略対策利子補助金（以下「利子補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、本市の区域内において事業を営む中小企業者が、地域成長戦略対策に該当する資金（以下「地域成長戦略資金」という。）の融資を受けた場合において、当該中小企業者の負担を軽減し、もって本市中小企業の経営体質の強化及び新規事業への取組促進を図るため、当該中小企業者等に対し、予算の範囲内において利子補助金を交付する。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域成長戦略資金 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく株式会社日本政策金融公庫が取り扱う新企業育成貸付、企業活力強化貸付、環境・エネルギー対策貸付、企業再生貸付及び食品貸付（1,000万円を限度とする。）をいう。

(2) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、前号に規定する地域成長戦略資金の融資を受ける資格を有するものをいう。

(利子補助金の交付)

第4条 市長は、本市の区域内において6箇月以上継続して事業を営む中小企業者が地域成長戦略資金の融資を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該中小企業者に対し、利子補助金を交付する。

(利子補助金の交付期間)

第5条 利子補助金を交付する期間は、中小企業者が地域成長戦略資金の融資を受けた日（当該融資に係る申込みをし、当該融資に係る決定の通知を受けた日をいう。以下「融資決定日」という。）の属する月の翌月から起算して3年（以下「交付期間」という。）を限度とする。

(利子補助金の額)

第6条 利子補助金の額は、交付期間中の毎年1月1日から12月31日までの間（以下「計算期間」という。）において、地域成長戦略資金の融資を受けた中小企業者（以下「補助対象者」という。）が、当該地域成長戦略資金を償還する場合に取扱金融機関に対して支払う利子（地域成長戦略資金に係る融資利率により算出する利子で、交付期間中に支払うものをいい、延滞利息は含まない。以下同じ。）の合計額とする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

（利子補助金の交付申請）

第7条 利子補助金の交付を受けようとする補助対象者は、融資決定日の翌日から起算して1箇月以内に、地域成長戦略対策利子補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、薩摩川内市をその地区とする商工会議所又は商工会（以下「商工会議所等」という。）に提出しなければならない。

（1） 株式会社日本政策金融公庫が地域成長戦略資金の融資に際し補助対象者に発行した手形、証書等地域成長戦略資金の融資金額、融資利率、償還期間、償還方法等その事実を証する書類

（2） 地域成長戦略資金に係る償還計画書

（3） 市税の完納証明書

2 商工会議所等は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付申請書に地域成長戦略対策利子補助金交付に係る推薦書（様式第2号。以下「推薦書」という。）を添えて、市長に提出するものとする。

（利子補助金の交付決定）

第8条 市長は、交付申請書及び推薦書を受理したときは、その内容を審査し、利子補助金を交付することが適当であると認めるときは、地域成長戦略対策利子補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）を当該補助対象者に交付するものとする。この場合において、利子補助金交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（利子補助金の請求）

第9条 決定通知書の交付を受けた補助対象者は、利子補助金の交付を請求しようとするときは、計算期間満了後2箇月以内（当該計算期間中に交付期間が満了する月があるときは当該月の翌月中）に、地域成長戦略対策利子補助金交付請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、商工会議所等を経て、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該期間中における利子の支払状況を証する書面
 - (2) 決定通知書の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (利子補助金の交付)

第10条 市長は、前条の請求書を受領したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該補助対象者に利子補助金を交付するものとする。

(調査)

第11条 市長は、特に必要があると認めるときは、関係職員に補助対象者の地域成長戦略資金に係る利子の支払状況、証書その他の物件等を調査させることができる。

(決定の取消し又は利子補助金の返還)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利子補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した利子補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 利子補助金の交付決定の際に付した市長の条件に違反したとき。
- (2) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は申請、請求その他の行為に不正があったとき。
- (3) 地域成長戦略資金に係る利子の支払を3箇月以上遅延しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この告示に定める事項に違反したとき。

(成果)

第13条 この利子補助金の交付を通じて得ようとする成果は、中小企業の体質強化及び新規事業への取組促進とする。

(見直しの期間)

第14条 利子補助金に係る条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

(効果の測定)

第15条 利子補助金に係る条例第4条第2項第1号に定める効果は、償還計画に対する償還の実績その他中小企業の経営の安定化の状況を指標に用いて測定するものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、利子補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年 1 月 1 日以降に融資決定を受けた者について適用する。

(経過措置)

2 施行日前に融資決定を受けた者に係る第 7 条第 1 項の規定の適用については、同項中「融資決定日の翌日から起算して 1 箇月以内」とあるのは、「平成 25 年 4 月 30 日まで」と読み替えるものとする。